

たが、こゝに紹介しようとするものも亦その一であつて、著者が水戸家の血を承けた華胄の出であり、正しくその先人の事業を回顧し、その精神を紹述せんとされてゐるところにいはゞ特殊な意味がある。

この書は緒論の外、新撰紀傳（大日本史最初の稿本にして後に舊紀傳と呼ばれたるもの）の研究、現存稿本の研究、志表編纂の研究の三章より成り、主として現在彰考館に藏せられてゐる諸稿本に就いて、それが編纂の次第を明らかにしようとしたものである。従つて大日本史の特色とするところの歴史觀の由來であるとか、それとかの所謂水戸學との關係交渉といふが如き問題に就いては敢へて觸れず、むしろ専ら編纂事業進捗の外的なる経緯を年次を逐うて平明に叙述し、附録として紀傳稿本關係者名簿並に參考書解題の二編を添へてゐる。就中後者は今後の研究者の爲に裨益するところ少くないであらう。（菊判一二八頁非賣品）（柴田實）

長崎市史（通交貿易編  
東洋諸國部）

矢野 仁 一 編

本書はわが矢野仁一博士が、長崎市の囑託をうけ、十數年の歲月を費して編述した大書冊である。通交貿易編東洋諸國部と題するが、一言にしていへば長崎に於ける支那貿易の歴史を闡明したものである。それはわが鎖國時代に於て事實上支那以外に長崎に通交貿易した東洋諸國はなかつたといふ理由にほかならぬ。

その内容を略述すれば、「第一章徳川時代に於ける長崎の支那貿易

易」は、支那貿易船が始めて長崎に來たのは永祿五年（一五六二、明嘉靖四一年）で、慶長元年頃には密航者が長崎に往來貿易したこと、日本人は支那人の賣らす絹、生糸が必要であつた事實を説き、生糸の輸入がわが國絹織物業を起し、和絲の生産を助長し、當局者の輸入生糸制限の考と相俟つて養蠶業の奨励となり、徳川初には生糸輸入國であつたわが國が幕末開國と共に一躍して生糸輸出國となつたことを述べて、第二章以下に對する緒論の役目をなしてゐる。「第二章 永祿時代の長崎の支那貿易」は、支那貿易船が始めて長崎へ出入する様になつた永祿五年頃より、幕府が切支丹宗門取締の爲に、支那貿易を長崎一港に限定した寛永十二年（一六三五、明崇禎八年）頃までの時期をとりあつかふ。博士はこれを長崎に於ける支那貿易の第一期とせられる。この期間には明では貿易を禁じてゐたが、禁令をくゞつた支那船は長崎以外の港にも出入した。漸く生糸の貿易額が多くなつたので、寛永八年頃から絲割符人といふ特定の商人に購買組合を組織させて特占的に購買せしめ、絲割符人の定めた値段で賣らなければならぬといふ制限貿易としたと説く。

「第三章 寛永貞享時代の長崎の支那貿易」は、第二期である、寛永十二年から貞享二年（一六八五、康熙二十四年）で、明清交代の時にあたり、鄭氏一門が或は福建海上に於て、或は臺灣に據つて支那の全輸出貿易を支配してゐた時期である。明曆元年絲割符法を廢止して相對貿易としたが、寛文十一年市法貨物商賣法が制定せられたことが注意せられる。市法貨物商賣法といふのは、五ヶ

所より定つた目利を出して支那和蘭の貨物を鑑定せしめ、その結果を長崎の奉行が斟酌して定め、支那人和蘭人が同意すれば買ひとり、同意しなければもちかへるといふ方法である。この法の實施の結果長崎が繁昌したのであるが、貞享元年の暮に廢止した。それは長崎官場の官紀振肅、長崎の風紀の維持の爲であつたと見られる。

「第四章 貞享以後の長崎の支那貿易」は、第三期で、貞享二年以後の時代で、支那に於ては清の康熙帝が海禁を開いた時期である。生絲は五ヶ所の割符となり、その他の品物は相對商賣となし金銀の流出を制限する爲に、貿易額を積載貨物の賣値段を銀六千貫目と限定し、元祿元年その船を七十隻を限つたことを述べてゐる。

「第五章 正徳新例前の長崎の支那貿易と正徳新例事情」では、元祿十二年以後はげしく銅の不足を來たしたので、正徳五年、銅の渡し高を三百萬斤に、丁銀の渡し高を百二十萬貫目とし、年番町年老、會所吟味役等の値組貿易となつたこと、支那船の貿易は六千貫目、船數は三十艘に限り、これを南京、寧波、厦門、臺灣、廣東、交趾、暹羅、ジャガタラ等に、それ／＼配當し、各々に信肆を給して公驗となしたといふ正徳新例を説明してゐる。「第六章 享保以後の長崎の支那貿易」は、正徳新例によつて定められたところが、銅の不足によつて一層の制限をうけた經緯を描き、日本の輸出品として俵物の海産物が重要な地位をしめるに至つたことを注意してゐる。

「第七章 支那の記録から見た長崎貿易」これは編者の最も得意とする一章で、それだけに興味深く讀まれる。支那船が日本に來て貿易した目的が彼の鑄錢材料たる日本の銅を得んが爲であつたことを論證し、支那から長崎に來た貿易船の船主に汪氏十二家とか錢氏十二家とか范氏十二家とかいふのは、汪氏、錢氏、范氏は日本の銅を得る爲にそれ／＼ある時代に官の金を前借して貿易した官商で、十二家といふのは自らの資本を携へて出洋探銅することを官より認められた十二人の民商であることを明にし、康熙の海禁解除後と雖も、支那に於ては日本人が支那に往くことをゆるさなかつた事實を指摘し、これは支那が日本人の侵寇を常に疑懼してゐた結果で、支那人の日本人に對する惡感情の傳統的であることを語つてゐられる。なほ「第八章 長崎貿易時代初期の絲割符法」「第九章 長崎貿易昇隆盛時期の支那輸入貨物」「第十章 長崎貿易に於ける銅及び銀の支那輸出」は各論ともいふべき部分でいづれも編者の精密な調査の結果ならぬものはない。

以上を通じて注意せられるものは、編者が絶えず東洋史的な觀點より論述してゐられることである。これは問題の性質上かくあるべき態度でありながら、現今まで何人もが試み得なかつた所である。引用の文獻は日本のものはいふに及ばず、歐羅巴、支那のものをも網羅し、博引旁搜、しかも諸種錯雜した資料を徹視した見解を下しながら論を進めてゐるのには敬意を表さなければならぬ。本書はその編述の性質上一般讀書人には少しく難解であると思はれる。私は博士のこの勞作にもとづいて、鎖國時代に於け

る大陸文化輸入の唯一の門戸であつた長崎の支那貿易史に關し、平易に叙べた概説書が産れてほしいものであると思ふ。(菊判七一九頁、挿繪二二、昭和十三年十一月、長崎市役所發行)(外山軍治)

## 津島町史

## 愛知縣海部郡津島町編

近時新しき國學として、郷土史民俗學の研究の盛になつたことは、漣波に歸せんとする僻處の地方に於ける貴重なる資料を發見紹介せる、ことに依り、國史の研究上貢獻するところ大なるものがある。此度愛知縣津島町では、名古屋地方郷土史の權威文學士若山善三郎氏に町史編纂を囑託し、爰に一千頁に近き大冊の完成を見るに至つたのは、慶賀に耐へぬ次第である。若山氏は嘗て神宮皇學館に於いて國史學古文書學を講ぜられ、且又大正五年四月名古屋温故會を設立し、爾來二十餘年名古屋を中心とする中部日本の社寺史蹟の見學及び資料寫眞・編纂物の刊行等に盡力せられ、當地方史料開發・研究等に寄與せる、所大なるものがある。氏は曩に一宮市より同市史編纂を委囑され、近くは熱田神宮宮廳より同神宮史編纂主任を拜命され、兩者共に進捗中のところ、今又津島町史編纂に従事せられたるは、眞に適材を得たものである。本書は篇を分つこと十三、章を重ねること七十七、乃ち總記・沿革・行政・司法及警備・教育・兵事・産業・交通・社寺教會・名蹟・人物・文藝・風俗の各篇に分載して、濃尾平原南部に於け

る名邑の全貌をよく描出されてある。殊に當町は王朝以來の古社として午頭天王と稱せられ、武神として室町將軍織田豊臣兩氏尾張徳川家等武家の崇敬も厚く、又疫病禳除の靈驗ありとして民間の信仰も深き、國幣小社津島神社の鎮座地として、其の赫々たる御神威を顯彰し奉るべき幾多の事蹟、則ち社殿・神階・社格・遷宮・崇敬・社領・社家・齋末社・神宮寺・諸神事・祭典等百數十頁に互つて説かれてあり、神祇史上考究すべき題目の多くを提供してある。則ち舊曆六月十四・五日に行はれる世に名高き津島祭は天下の奇祭として知られ、且又御神事中御屋開神事・春秋縣田遊神事・神葦流神事等は何れも古代祭祀の流を汲むもので、延喜式内社には屬せぬが、其の御由緒の悠久の古に存するを證するものである。

又當町は延喜式に見ゆる馬津驛の近傍にあり、王朝末よりは之に代り、津島渡として海道記・東國紀行等にも表はれ、海道の要津として土地肥沃四通發達の地に在り、且又大社の門前町としても發達し、彼の浪合記に見ゆる、後醍醐天皇の御孫伊良親王が信濃浪合に敗れ給ひ、御子良王が最後の據點を遠く津島奴野城に求め給ひ、津島の四家七黨に擁せられて、永享頃まで四隣を壓して宮方の餘勢を保つてみられたと傳へらるゝのは、現に津島舊社家の殆どが南朝の末と稱し、又町内に良玉の遺跡と傳ふるもの數ヶ處も存し、且又此の天府の地なる點を思ひ合すれば一篇の傳説とのみ片付けられぬ或る示唆を與へるであらう。

斯く地理的に恵まれたる津島の地は武家の崇敬民間の信仰によ